

公 告

浜田市ウォーターPPP 導入可能性調査業務に係る公募型プロポーザルについて

浜田市ウォーターPPP 導入可能性調査業務に係る公募型プロポーザルを実施するので、浜田市プロポーザル方式実施要綱(平成28年浜田市訓令第3号)第10条第1項の規定により公告します。

令和7年5月26日

浜田市長 久保田 章 市

- 1 業務名称 浜田市ウォーターPPP 導入可能性調査業務
- 2 参加表明書受付期間 令和7年5月26日(月)から令和7年6月17日(火)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
午前8時30分から午後5時まで
- 3 契約期間 契約締結日から令和8年3月13日まで
- 4 実施要領等 別紙のとおり
※浜田市ホームページで公開する。

浜田市ホームページのアドレス

<http://www.city.hamada.shimane.jp/>

「事業者向け情報＞入札・契約＞プロポーザル(提案競技)」

- 5 所管課の名称及び連絡先 上下水道部下水道課施設係
電話 (0855) 25-9641

浜田市ウォーターPPP 導入可能性調査業務に係る プロポーザル実施要項

1 目的

全国的に下水道事業は「建設」から「維持管理」の時代に移行しており、浜田市（以下「本市」という。）においても供用開始後 20 年以上を経過した施設を有し、ストックマネジメント計画に基づき施設の改築更新を進めている。

また、本市の令和 5 年度末の汚水処理人口普及率は 50.0%と低く、普及率向上に向けた公共下水道の新規整備も行っている状況にある。

今後も限られた財源と人員で「未普及解消」と「施設の維持管理、改築更新」の両方に力を注いでいかなければならず、効率的な事業運営に向けた取り組みを進めていく必要がある。

このような状況を踏まえ、本市では効率的な維持管理や改築更新のため下水道事業における公民連携手法である「ウォーターPPP」の導入を検討しており、導入可能性調査に係る受注者を選定するための必要な事項を本要項にて定める。

なお、導入可能性調査にあたっては、具体的かつ円滑に本業務を実施できるとともに、他自治体等での導入実績や専門性の高い提案を期待するものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

浜田市ウォーターPPP 導入可能性調査業務

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり。

(3) 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 13 日まで

(4) 提案上限額

20,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 委託業者選定方法

公募型プロポーザル方式により選定する。公募内容は、浜田市ホームページに掲示し、併せて公告を行う。

4 参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- (1) 令和 7・8 年度浜田市建設工事等競争入札参加者有資格者名簿又は、令和 7～9 年浜田市物品調達等競争入札参加者有資格者名簿の大分類「企画・製作」の小分類「アンケート・計画策定」に登録されている者であること。

※参加の意向があつて、現在、有資格者名簿に登録がない場合は、8-(1)に記載の担当者に事前に連絡をすることで、臨時で浜田市物品調達等競争入札参加者資格審査の対象とする。その上で、あらかじめ島根県電子調達システムから電子申請を行い、必要書類を令和 7 年 6 月 6 日（金）必着で郵送すること。
なお、島根県電子調達システムからの申請において、申請先は「浜田市」のみを選択すること。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 浜田市建設工事等競争入札参加資格者指名停止要綱（平成17年浜田市告示第9号）による指名停止（浜田市物品調達等競争入札参加者資格審査等要領（平成17年浜田市告示第118号）第13条第3項において準用する場合を含む。）の期間にない者。
- (4) 浜田市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 過去15年間（平成22年4月1日から令和7年3月31日）において、地方公共団体が発注した下水道事業の公民連携事業に関する調査、検討業務の実績を有する者であること。
- (7) 次に掲げる要件を満たす者（直接的かつ恒常的に雇用している者に限る）で、業務の全般にわたり技術的管理を行う管理技術者を配置できる者であること。
 - ア (6)に示す業務について、管理技術者又は担当技術者として完了した実績を有すること。
 - イ 下水道分野における以下の資格のいずれかを有する者とする。
 - (ア) 技術士
 - (イ) 国土交通大臣が技術士と同程度の知識及び技術を有すると認定した者

(ウ) シビルコンサルティングマネージャー（R C C M）

5 選定審査会の設置

参加表明書等及び企画提案書の審査、評価及び最も優れた企画提案書の特定は、「浜田市ウォーターPPP 導入可能性調査業務に係るプロポーザル方式選定審査会」（以下「選定審査会」という。）において行う。

本プロポーザルに関して、参加表明者及び企画提案書提出者が1名の場合であっても、選定審査会において、内容の審査を行い選定の可否を決定する。

6 実施スケジュール

現段階において想定するスケジュールは次のとおりとする。

項 目	日 程
募集の公告(実施要項等の配布)	令和7年5月26日（月）
参加表明書受付期間	令和7年5月26日（月）から 令和7年6月17日（火）まで
質問受付期限	令和7年6月 9日（月）
企画提案書提出期間	令和7年6月18日（水）から 令和7年7月 9日（水）まで
プレゼンテーション等の実施	令和7年7月23日（水）（予定）
結果の通知	令和7年7月下旬（予定）
契約締結	令和7年8月上旬（予定）

7 関係資料の交付

プロポーザル募集に関する以下の資料は浜田市ホームページからダウンロードするものとし、紙ベースでの交付はしない。

ホーム > 事業者向け情報 > 入札・契約 > プロポーザル（提案競技）

(1) 浜田市ウォーターPPP導入可能性調査業務に係るプロポーザル実施要項

- (2) 浜田市ウォーターPPP導入可能性調査業務仕様書
- (3) 様式第1号 公募型プロポーザル方式参加表明書

8 参加申込みの手順・方法

本プロポーザル実施にあたり、提案参加者から事前に「参加表明書」を徴収して、資格の有無を審査し、審査結果を通知するとともに、参加資格を有するものに対し、提案書の提出を依頼する。

(1) 提出先（事務局）

浜田市 上下水道部 下水道課 施設係

〒697-8501

島根県浜田市殿町1番地（西分庁舎）

TEL：0855-25-9641（直通） FAX：0855-22-2628

E-mail gesuido@city.hamada.lg.jp

(2) 参加表明書の提出

ア 提出期限

令和7年6月17日（火）午後5時（必着）

イ 提出場所

事務局まで持参又は郵送

※持参の場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時（土日祝日を除く。）までとし、郵便の場合は郵便書留に限る。

ウ 提出書類

（ア）参加表明書（様式第1号）

（イ）業務実績調書（別紙1）

※業務実績を確認できる書類を添付すること（契約書の写し等）

（ウ）配置予定技術者調書（別紙2）

9 質問受付及び回答

本プロポーザル実施に関する質問及び回答は、提出書類の作成に関するものとし、審査（評価）に係る質問は受け付けない。

(1) 提出期限

令和7年6月9日（月）午後5時（必着）

(2) 提出様式

質問票（別紙3）による。

(3) 提出方法

電子メールによる。なお、表題は「浜田市ウォーターPPP導入可能性調査業務
質問票」とすること。（提出の際、必ず送信の旨を電話連絡すること。）

(4) 提出先

事務局とする。

(5) 回答方法

質問を取りまとめ、質問者の名称等を伏せたうえ、浜田市ホームページに掲載
する。

10 企画提案書の提出

参加資格を有すると認められる者については、提案書提出依頼書を送付する。

なお、企画提案書の提出は1者につき1件とする。

(1) 提出期限

令和7年7月9日（水）午後5時（必着）

(2) 提出場所

事務局まで持参又は郵送

※持参の場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時（土日祝日を除く。）ま
でとし、郵便の場合は郵便書留に限る。

(3) 提出書類

ア 企画提案書 7部（内正本1部、副本6部提出するものとする。）

イ 参考見積書 1部

(4) 提案書の様式及び記載方法

ア 提案書は、A4縦長横書き両面印刷を原則とする。

イ 文字サイズは12ポイント以上とする。

ウ 提案書の用紙枚数は参考資料を含め両面10枚（20ページ）以内とする。

※表紙、目次、見積書はこの枚数に含めない。

エ 本文の記載様式は特に指定しないが、別紙「仕様書」等の記載内容を踏ま

え、発注者側に理解できる構成とする。

オ 応募者の提案を適正に比較し評価するため、以下の項目に沿って作成することが望ましい。

項番	分 類	内 容
1	業務内容の把握と着眼点	本業務の特徴（要求内容や制約など）を記述した上で、業務品質を確保するために必要な事項を抽出し記述する。
2	業務実施方針	
2-1	業務方針	1 で抽出した事項の実施方針について、簡潔に記述する。
2-2	実施体制の選定理由	本業務の実施体制（技術職員などの配置）を選定するにあたって、作業分担ごとに選定理由について記述する。
2-3	審査及び照査の方針	審査及び照査の方針に関する社内の規定の概要について述べるとともに、本業務の遂行過程における成果物の審査及び妥当性等の照査に関する方針について記述する。
2-4	成果品の編集方針	分かりやすく、かつ活用しやすい成果品とするために、成果品の作成、及び取りまとめ等、成果品の編集に関する方針について記述する。
3	技術提案とその解説	技術的な提案（提案内容、提案理由、比較検討案など）を記述し解説する。
3-1	マーケットサウンディングにおける留意事項	ウォーターPPPを実施するにあたり、維持管理・計画策定等、複数分野における業種の参入が必要となるが、マーケットサウンディングの際に検討すべき事項及び留意点を記述する。
3-2	下水道事業（集落排水含む）でのスキーム検討における留意事項	本業務では下水道と集落排水を併せて導入可能性の検討を行うが、スキーム検討を行う際に留意すべき事項について記述する。
3-3	導入効果の算出における留意事項	本業務において、最終方針を決定するためには導入効果の算定が重要な項目の一つとなる。導入効果算定にあたり検討すべき事項と留意点について記述する。

4	工程計画及び動員計画	本業務における工程計画及び予定動員数について、別紙「仕様書」の作業項目に即した計画を作成する。業務の実施について、作業体制（資格等を明記）を詳細に記述し、作業分担内容についても記述する。
5	その他追加提案等	本業務に必要と認められるものがある場合は記述する。

11 企画提案書の作成に係る留意点

- (1) 提案書の提出後における書類の追加、修正及び再提出は原則認めない。
- (2) 提案書の内容は、提案者が責任を持って必ず履行できる内容とする。
- (3) 別紙「仕様書」に記載のない事項であっても、提案者の判断により本業務に必要であると思われる業務がある場合は、提案できることとする。ただし、これに係る経費は提出する参考見積書に含むものとする。
- (4) 提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 提案見積書の額が、提案上限額を超える場合は失格とする。
- (6) 提案書の作成に当たっては、文字による表現の他、イメージ図、イラスト等の表現方法を使用しても差し支えない。ただし、文字による表現の際は、極力専門的な用語を避け、簡易な表現とするとともに、専門的な用語には注釈をつけるなど、専門知識を有しない者に配慮し作成すること。

12 プロポーザルの辞退

参加資格を有する者が、本プロポーザルを辞退する場合は、企画提案書等の提出期間内に事務局へ参加辞退届（別紙4）を提出すること。

13 企画提案書等のプレゼンテーション

- (1) 実施日 令和7年7月23日（水）（予定）※詳細については、企画提案書提出者に別途通知する。
- (2) 実施方法 対面により実施。プレゼンテーションは非公開で実施する。
- (3) 場 所 浜田市役所内会議室を予定
- (4) 出席者 プレゼンテーションに出席できるものは最大3名までとする。
- (5) 実施内容

ア プレゼンテーションは説明を20分以内で行い、その後質疑応答を10分程度で行う。

イ 説明は提出済みの企画提案書をもとに行い、その内容を逸脱しないこと。

(6) その他 プレゼンテーション会場では、プロジェクター、スクリーン、プロジェクター用コードを本市が用意する。

14 採点及び審査方法

(1) 審査方法

提出された企画提案書の内容を基に、選定審査会による審査を行い、合計点が高い順に契約候補者及び次点者を決定する。なお、同点の場合は、選定審査会の採決により決定する。ただし、多数の提案があった場合は、事前審査（管理技術者の経験及び能力評価）を行い、上位の提案についてのみプレゼンテーションを実施する。

(2) 審査結果

審査の結果について、審査終了後全ての参加者に文書で通知する。

(3) 企画提案書の評価

評 価 項 目			配 点
管理技術者の経験及び能力			5 点
業務内容の把握と着眼点			5 点
業務実施方針			10 点
テーマに対する 企画提案	マーケットサウンディングにおける留意事項		20 点
	下水道事業（集落排水含む）でのスキーム検討における留意事項		20 点
	導入効果の算出における留意事項		20 点
工程管理		工程計画・動員計画	7 点
その他提案		独創性	10 点
見 積 価 格			3 点
合 計			100 点

15 業務の委託

業務の委託は、原則として契約候補者に対して行うこととし、その手続きにつ

いては「浜田市契約規則（平成17年規則第59号）」による。ただし、次のいずれかに該当し契約候補者と契約が締結できない場合は、次点者と契約交渉を行うものとする。

- (1) 契約候補者が審査後に本要領4に定める参加資格要件を満たすことができなくなった場合。
- (2) 契約候補者と契約交渉が成立しない場合。
- (3) その他の理由により契約候補者と契約の締結が不可能となった場合。

16 費用負担

本プロポーザルに要する一切の費用は、参加者の負担とする。

17 その他の留意事項

- (1) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ア 提出書類が本実施要領の記載方法及び提出方法に合致しない場合
 - イ 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
 - ウ その他、本実施要領に違反すると認められる場合
 - エ 審査委員会の委員に対し、直接又は間接的に連絡を求めた場合
 - オ 選考の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (2) 参加表明書及び企画提案書に記載した配置予定の技術者は、特別な場合を除き、変更することはできない。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (4) 提出期限後における提出書類の差し替え又は再提出は認めない。
- (5) 提出された書類の返却はしないものとする。
- (6) 提出書類の記載内容に関する責任は提案者が負うものとする。
- (7) 本市に提出された書類は、浜田市情報公開条例（平成17年条例第20号）が適用され、開示請求があった場合は公開することができる。
- (8) 審査の経緯及び結果について、異議申し立ては受け付けないこととする。

別紙 1

年 月 日

業 務 実 績 調 書

商号又は名称 _____

本市又は他の自治体において、過去に受注した業務実績を記入して下さい。

年度	発注者	業務名	業務内容	契約金額 (税込み)

※1 過去 15 年間（平成 22 年度以降）の実績を記入してください。

年 月 日

配 置 予 定 技 術 者 調 書

商号又は名称 _____

配置予定技術者

氏名		年齢	歳	経験年数	年
----	--	----	---	------	---

保有資格

名 称	部 門	取得年月日	備 考

同一（同種）業務の管理（担当）技術者としての実績

年度	発注者	業務名	業務内容	契約金額 (税込み)

※配置予定技術者を直接的かつ恒常的に雇用している証明を添付すること。

（例：健康保険被保険者証、住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料の写し（ただし雇用関係を証明する箇所以外については黒塗りで消したのち提出すること））

質 問 票

商号又は名称 _____

質 問 番 号	質問項目	質問内容

(連絡先) 担当者 _____

電 話 _____ F A X _____

E-mail _____

年 月 日

浜田市長 久保田 章 市 様

所 在 地	_____
商号又は名称	_____
代 表 者	_____ 印

参 加 辞 退 届

浜田市ウォーターPPP 導入可能性調査業務に係るプロポーザルに参加表明書を提出しましたが、下記理由により参加を辞退します。

辞退理由 ：

令和 7 年度

浜田市ウォーター P P P 導入可能性調査業務

業務仕様書

浜田市上下水道部下水道課

第1章 総則

（適用範囲）

第1条 本仕様書は、浜田市上下水道部下水道課（以下「発注者」という。）が、受注者へ委託する「浜田市ウォーターPPP導入可能性調査業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

（目的）

第2条 本業務は、浜田市下水道事業において職員の人員不足や施設の老朽化、使用料収入の減少に効率的に対処し持続可能な下水道事業の運営を目指すため、維持管理や改築更新における管理・更新一体マネジメント方式（ウォーターPPP）の導入可能性について調査することを目的とする。

（業務の執行体制）

第3条 本業務の執行体制は、本業務の特質を考慮し、業務に係る専門的知識と実務経験を有するものによって構成し、受注者は円滑な業務の進捗を図るため、十分な数の人員を配置するものとする。なお、本業務の遂行に支障をきたすと認められたとき、発注者は、受注者に対し担当者の変更を求めることができる。

（疑義）

第4条 本業務について、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者の協議により解決するものとする。

（提出書類）

第5条 受注者は、本業務を実施するにあたり、次の各号に掲げる書類を業務着手前に発注者に提出し、当該書類の内容について発注者の承認を受けるものとする。

- （1）着手届
- （2）管理技術者届
- （3）業務実施計画書（業務概要、実施方針、業務執行体制、打合せ計画等）
- （4）工程表（項目毎にバーチャート等で示すものとする。）
- （5）その他発注者が提出を求める書類

（資料の貸与及び保管）

第6条 本業務において発注者から貸与される資料について、受注者は、必ず借用書を提出するとともに、資料等の汚損、滅失及び盗難等の事故のないように取り扱い、使用後は速やかに返却するものとする。

（工程管理）

第7条 受注者は、発注者の承認を得た工程表に基づき、契約期間内に業務を完成させるよう適切な工程管理を行うものとする。また、作業工程に変更が生じる場合は、速やかに「業務実施変更計画書」を提出し、発注者の承認を受けるものとする。

（打合わせ及び報告）

第8条 受注者は、本業務における主要な業務打合せにあたっては、管理技術者及び関係技術者を出席させ、発注者と十分に協議するものとする。

- 2 前項の協議内容について、受注者は「業務打合せ・協議記録簿」をその都度作成し、発注者と受注者確認のうえ、それぞれ1部ずつ保有するものとする。
- 3 本業務の実施にあたり、受注者は毎月及び発注者が指示した場合、工程表に記載した事項について進捗状況、課題等を整理し、発注者が指示する期限までに報告するものとする。

(秘密の保持等)

第9条 受注者は、本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。これは、契約の終了又は解除後も同様とする。また、受注者は成果品（業務の過程で得られた記録、各種情報等を含む）を発注者の許可なく第三者に公表、閲覧、複写、貸与、譲渡、若しくは無断使用してはならない。契約の終了又は解除後も同様とする。なお、受注者は本業務における個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利、利益を侵害してはならない。

(再委託の禁止)

第10条 本業務において、主たる部分の再委託は認めない。受注者は、本業務の主たる部分を除く一部（軽微なものを除く）を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ発注者の承諾を得るものとする。また、本業務が個人情報の取扱いを伴うものである場合は、受注者は、その業務の一部（個人情報の取扱いを伴う部分に限る。）を第三者に委任し、又は請け負わせてはならないものとする。

(1) 主たる部分 本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断

(2) 軽微なもの 印刷製本、資料収集、単純な計算処理・集計、記録作成、データ入力等

(損害賠償)

第11条 本業務に伴い事故等が発生した場合は、受注者は、所要の措置を講じるとともに発注者に事故の発生原因、内容及び経過等を速やかに報告し、その指示に従うものとする。

2 前項において生じた損害は、受注者の責任において解決するものとする。

(検査)

第12条 受注者は、本業務の完了後に発注者の検査を受けるものとし、発注者から業務委託契約書及び本仕様書の定めに適合しないものとして修正の指示があった場合は、速やかに修正を行い、再検査の合格をもって、業務が完了したものとする。ただし、業務完了後であっても成果品に不備等が発見された場合は、発注者の指示に従い、受注者の負担において必要な処理を行うものとする。

(委託料の支払い)

第13条 発注者は、前条の検査を実施し、受注者が合格した場合は、委託料を支払うものとする。

(契約不適合責任)

第14条 受注者は、業務の完了後において成果品に本仕様書と不一致及び不備が発見された場合は、受注者の費用負担により、速やかに訂正、補足、報告等の必要な措置を講じなければならない。

(契約変更)

第15条 受注者は、本業務において本仕様書及び業務提案書の内容に変更が生じた場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者との協議の上、契約の変更を行うものとする。

(成果品の帰属)

第16条 本業務の成果品及び業務履行上に発生した資料は全て発注者に帰属するものとし、発注者の承認を受けずに他者に公表、貸与又は使用してはならないものとする。

(履行期間)

第17条 本業務の履行期間は、契約締結日から令和8年3月13日までとする。

第2章 業務内容

1. 業務目的

浜田市の下水道事業においては、維持管理や改築更新にあたる職員の人員不足や、施設の老朽化による改築更新費の増、また使用料収入の減少による経費回収率の低下など下水道事業の持続性に向けては多くの課題を抱えている状態である。

国においては、社会課題の解決と経済成長を同時に実現し、成長と分配の好循環の実現を生み出すために、新しい資本主義の中核となる新たな公民連携を推進し、令和5年にPPP／PFI推進アクションプランを改定し、下水道分野において公共施設等運営事業及び同方式に準ずる効果が期待できる公民連携方式（ウォーターPPP）の推進が掲げられた。

また、国土交通省では、ウォーターPPPの案件の形成に向けて、具体的な検討手順や留意点等をまとめた「下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第2.0版（令和7年4月策定）」を策定し、導入に向けての考え方や手順を示した。

本業務では、上記を踏まえ、浜田市において持続的な下水道事業の運営のため管理・更新一体マネジメント方式による公民連携の導入可能性について調査するものである。

なお、以下に示す各項目の検討については、「下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第2.0版（令和7年4月策定）」を参考に行うものとする。

2. 業務対象エリア

本業務の対象は下記の施設となる。また、浜田市全域の区域図は別紙のとおりである。

検討過程において、この中から実施可能な枠組みを最終決定する。

地域	処理区名	事業種別	処理場 供用開始 年月	経過 年数	管渠 供用開始 年月	経過 年数	認可 処理人口	計画 汚水量	管路延長 (km)	MP 箇所数
浜田	国府処理区	特環	H17.4	19	H17.4	19	3,740	1,100	31.3	19
	美川処理区	農集	H16.11	19	H16.11	19	1,610	435	14.4	29
金城	雲城処理区	農集	H21.8	14	H21.8	14	2,130	570	20.6	18
旭	旭処理区	特環	H17.4	19	H17.4	19	1,600	800	18.8	20
	市木処理区	農集	H19.5	17	H19.5	17	430	116	13.9	25
	都川処理区	農集	H20.5	16	H20.5	16	300	81	7.0	17
	和田処理区	農集	H21.8	15	H21.8	15	570	153	11.6	24
弥栄	杵束処理区	農集	H10.10	26	S62.5	38	680	184	11.0	10
	安城処理区	農集	H7.10	29	H7.10	29	540	146	4.3	2
三隅	三保三隅処理区	特環	H14.1	22	S61	39	3,000	1,600	51.7	50
	河内処理区	農集	H19.11	17	H19.11	17	680	184	12.9	15
	岡見処理区	農集	H20.10	16	H6	30	920	248	6.6	11
	須津処理区	漁集	H13	23	H13	23	787	213	4.1	6
	青浦処理区	漁集	H12	24	H12	24	63	17	1.8	4
合計									210.0	250

- ・着色している国府・旭・三保三隅処理区が公共下水道による施設
- ・未着色の処理区は集落排水（農集・漁集）による施設

3. 資料収集・整理

基礎資料となる、下水道事業計画、浜田市ストックマネジメント計画（第2期）、下水道管路台帳、下水道施設台帳、浜田市公共下水道事業経営戦略や、令和6年度に浜田市において事前に手法検討を行った、「ウォーターPPP導入に向けての事前検討」等、本業務に関連する情報を収集・整理する。

4. 課題の抽出・対策方法と業務分類の検討

収集・整理した資料や発注者のまとめた問題点などから課題を抽出し取りまとめる。

抽出した課題に対し、様々な観点から対策方法を抽出し、公民連携手法において実現が可能なかを整理する。また、発注者との協議により公民連携を実施する処理区を選定する。

5. 最適な事業スキームの検討

現状の課題を踏まえ、公民連携手法の導入により事業の目的を効率的・効果的に達成するための仕組みを検討し、事業効率性が最大限発揮される事業スキームの構築を検討する。

また、VFMについて検討を行い、定性的かつ定量的な検討を行う。

6. 民間事業者の参入意向調査

事業に関連する民間事業者に対して、本事業への関心や参入する場合の条件等についてヒアリングを実施し、必要に応じて事業スキーム等を修正する。また、現在の維持管理業者の状況等を踏まえて民間事業者の参画方法を検討する。

主なヒアリング事項

- ① 民間事業者の関心の把握
- ② 民間事業者の懸念点の把握

7. 公民連携手法の選定

これまで行った、事業スキームの検討や民間事業者の参入意向調査をもとに、導入可能な手法を選定し、発注者の内部で意思決定ができる説明資料を作成する。

また、次期業務として予定している実施方針案作成や要求水準書作成に向けて、引き継ぐべき課題などを整理する。

8. 提出書類

本業務の成果品は、次のとおりとする。電子媒体によるデータ納品については、「電子納品運用ガイドライン（簡易版）【業務編・工事編】島根県土木部技術管理課」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成すること。

- ① 報告書（A4版）・・・2部（原本：1部、副本：1部）
- ② その他参考資料・・・1部
- ③ 電子データ・・・1部